

令和6年5月14日

保険薬局各位

社会医療法人仁友会 南松山病院

院 長 谷水 正人

薬剤部長 井門 敬子

## 後発医薬品への変更時における情報提供について

平素より、当院の院外処方への応需に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、当院が発行する処方箋を応需した保険薬局より後発医薬品への変更調剤を行った場合、書面やFAXでご報告をいただいております。

このたび、厚生労働省通知「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成24年3月5日保医発0305第12号）」を参考に、令和6年6月1日より以下の対応とすることにいたしました。

ご理解とご協力をお願いいたします。

### 【今後の対応】

1. 後発医薬品変更調剤報告について、保険薬局からの書面やFAXでの報告は不要とします。  
(電子カルテに文書の取り込みを行わない)。
2. 変更調剤に係る情報提供方法はお薬手帳にします。

### 【お願い】

1. お薬手帳の発行・記載を必ず行い、医療機関に持参し、提示するよう指導をお願いします。
2. 治療上必要と思われる処方修正や患者情報については、従来通り報告をお願いします。

参考:厚生労働省通知「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」(一部抜粋)

保険薬局において、後発医薬品(含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。)への変更調剤を行った場合には、調剤した薬剤の銘柄(含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。)等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。